

1. 事業の必要性・概要

国際取引により影響を受ける絶滅危惧種は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」によって、輸出入の規制等が行われており、環境省は規制対象となる陸生動物の科学的知見の集積等を担う科学当局となっている。

また、ワシントン条約によって国際取引が規制される種のうち、最も絶滅のおそれが大きい附属書Ⅰ掲載種については、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づく「国際希少野生動植物種」として、国内の流通（譲渡し等）も規制されている。

種の保存法は平成25年6月に改正され、条約上、附属書Ⅰ掲載種であっても商業目的の取引が可能となる個体等の登録制度において、新たに住所変更等の届出が義務づけられる等の規制の強化がなされた。このため、法改正及び規制対象種の国民に対する十分な周知を行うとともに、同法が適切に守られるためにも、登録機関において運用される届出システムの構築等の体制整備が不可欠である。

さらに、同改正法では、施行後3年を目途に登録制度の在り方をはじめ、新法の規定について検討を行うこととされており、当該検討に関しては、多くの附帯決議も付されているところである。多岐にわたる課題の対応に向けて、平成26年度より必要な調査及び検討を開始する必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

	H26	H27	H28	H29	H30
1. ワシントン条約関連業務					
2. 国際希少野生動植物種違法流通対策					
3. 登録制度執行管理					
（うち届出電子システム構築）					
4. 希少野生動植物種の保存制度等の在り方検討					

3. 施策の効果

ワシントン条約の締約国としての責務を遂行し、種の保存法に基づき国際希少野生動植物種の国内での流通を適切に管理することにより、国際的に絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図る。

種の保存法改正法施行後3年の制度検討に向けて、必要な調査及び検討を実施する。

国際希少野生動植物種流通管理対策費

要求額: 89百万円(7百万円) 支出先: 民間企業等

